

特集

農業に 規制改革を!

中編

農業関係者の訴え 分類別編①

新内閣の発足に伴い、本誌が長年取り組んできた農業の規制に関する問題が注目を浴びている。引き続き、現行規制に対する農業関係者の訴えを分野別に取り上げる。中編となる今回焦点を当てたのは、肥料・農薬の問題と鳥獣害対策である。

(まとめ／編集部、加藤祐子)



肥料・農薬の問題

肥料法については、これまでもしばしば審議されてきたが、2018～19年の規制改革推進会議の農業ワーキンググループで詳しく検討され、19年6月に公示された第5次答申の内容を受けて、法令に反映する動きが進行中の分野である。一方の農薬については、ドローンの活用に関する部分として注目され、悲願の規制緩和が実現しつつある。

肥料・農薬ともに、規制を設ける目的に、農産物として口に入れる「国民の健康の保護に資する」ことが大前提にある。同時に、品質確保、適正な使用、公正な取引を取り締まり、農業生産技術の進歩に即した改革が求められる。肥料・農薬の登録に関わる時間やコストを短縮し、農協問題にも関わる流通業者間の自由な競争の阻害を改め、最適な施肥や防除を行なえる環境をどこまで整備できるだろうか。聞き手／荻谷崇之

ケース①

行政の曖昧さが日本農業を疲弊させている

匿名（北海道）

自家消費という定義の曖昧さ

例えば、肥料の登録は農林水産省の管轄だが、これを輸入する際には税関、つまり財務省の管轄になる。また、輸入する際に成分分析をするのは厚生労働省の管轄になる。しかし、横の連携は期待できず、さまざまな弊害が起きている。

肥料を輸入する際には事前に輸入登録をしなければならぬ。そのためには2カ月ぐらいの時間と10万～20万円ぐらいの費用がかかる。とこ

ろが、自家消費では登録をせずに輸入が可能だ。これまで自家消費のため輸入していたので問題はなかった。今回、農業資材の共同購入をするために法人を作り、ここを窓口にして肥料を輸入することにした。農水省にも認可された組織だが、問題が起こる。

共同購入をすることで利益が出ると指摘され、自家消費にはならないと税関（財務省）側から指導が入り、農水省と話をしてくれと言われた。農水省に話を持っていくと曖昧なことを言われ、話は進まない。

自家消費であれば、肥料登録がなくてもコンテナ1本輸入しても問題がない。その肥料を組合として約60人の共同購入という形で輸入した。

それに関する考え方が、農水省は農水省の言い分、税関は税関の言い分があり、横の連絡がほとんどない。税関の人が「電話します」みたいなことを言っても、農政事務所の人に聞くと「電話が来ていません」と言われる。農政事務所にも「共同購入は大丈夫ですか？」と聞いたたら、「本庁に聞いてみます」と言われてたらい回しにされた。

肥料登録の煩雑さ

確かに、肥料代に加えて1、2%の事務経費は取ったが、利益ではなく、輸入するためのコンテナの手配などに必要なものだ。

今まではスムーズに輸入できたものが、輸入の方法を変えただけで手続きやお金がかかるようになった。自家消費をするために輸入するにも関わらずだ。

今回の輸入のため、いままでも輸入していた肥料の登録証を取った。費用は大きい。一つの肥料の登録を取得するのに、農水省に払うお金だけで約5万円かかる。そして、成分分析をし、有害物質が多いか少ないかで金額は変わるが、約5万～15万円ぐらい。それが何種類かあれば、大きな金額になる。

私たちにも落ち度があるのかもしれないが、いままでも通っていたもの

規制改革の現状

肥料

肥料取締法は、20年12月1日に改正法が施行され、新たに「肥料の品質の確保等に関する法律」と名称も変わった。1950年に制定されて以来、大幅な見直しが行なわれてこなかったが、農地面積および面積当たりの施用量の低減により需要が減ったり、化学肥料の原料価格が高騰したり、取り巻く環境は著しく変化し、ようやく改正にこぎ着けたというわけだ。

同法では、肥料を含有成分が安定していない堆肥等の「特殊肥料」と、成分等の公定規格を満たした化学肥料等の「普通肥料」に分類し、両者を配合した肥料の生産を禁止してきた。今回の改正により、特

殊肥料と普通肥料の配合、2種類以上の特殊肥料の配合、肥料と土壌改良資材の配合、造粒等の加工が届出により可能になった。また、これまでメーカーごとに独自の効能が表記されてきた緩効性肥料に、表示基準が設けられる。普通肥料の公定規格については、新たにカルシウムや硫黄分を追加するなど、主成分の保証範囲を拡大する見直しが行なわれる。いずれも21年中に省令・告示を公布し、同年中の施行を目指している。

一方で、化学肥料の原料を輸入に頼ってきたわが国では、産業副産物の肥料利用を促進するための規制緩和は急務である。これまで廃棄していたものを有効活用するためには、安全性を十分に確保しなければならない。そのために原料の規格を拡大し、帳簿管理を義務付けるなど原料管理制度を導入することが決まっている。

が形を変えただけで急にできなくなったのには違和感を覚える。また、共同購入をしなければ、輸入コンテナを個人で一つ取らなくてはいけないので、一人で買える人と買えない人に差が生まれる。

販売して何割も利益を上げるわけではないし、必要なお金はきちんと払っている。しかし、自家消費のために輸入するプロセスが違うだけで、これまで同じことができなくなってしまったのは不満だ。

あるいは、コンテナ何個以内なら自家消費として認めるとかならばわかる。使う量が少ないものもあるので、一つのコンテナに何人かが必要な分を一緒に積みれば単価も安くなって効率的だ。

その際、その中心になる人はまとめなければいけないし、海外に送金もしなくてはいけない。通関の手続きを輸入業者に依頼もしなければいけない。ノウハウも知らなければならぬから、多少の対価は払わないといけない。しかし、その人の利益になるほどの金額にはならない。本当に雀の涙だ。

日本農業を良くするためには

私たちの肥料代は大体年間1300万円かかる。そのうちのほとんどは輸入物で、なるべく安くしよう

思ったら中国からの輸入になる。

そのため、肥料の登録をするのだが、これにも手間がかかる。お金の問題もあるが、成分分析に出さなくては行けない。これに手間と時間がかかるのも大きなネックになっている。

外国からある肥料を輸入しようとしたら、成分中の何%は窒素が基準といった基準があり、それに適合しなければ肥料として認められない。最初は、輸入したい肥料のサンプルを外国から輸入し、それを分析して成分が基準に合っていれば、FAMIIC（独）農林水産消費安全技術センター）に持っていき、肥料登録申請をする。そうしてやっとその肥料は輸入第〇〇号と書かれた登録書が出て、輸入が認められる。

外国から肥料を安く手に入れることで、農作物の値段も抑えられる。そうになると、輸入作物に対する競争力につながるのだが、肥料の輸入にお金と手間がかかることで、その機会を奪われてしまう。

外国の農産物が安いのは、規模もさることながらそればかりではない。日本では、肥料をとって見ても、煩雑な決まりごとが合って、その分、いろいろな費用がかかってしまう。それがもっと自由になれば、日本の農業ももっといい方向に向かっていくのではないだろうか。

■ 肥料法等の法令改正のスケジュール

| | 2019年12月4日 (改正法公布の日) | 2020年 12月1日 | 2021年 3月頃 | 2021年 12月1日 |
|--|-------------------------|--|----------------|----------------|
| 即日施行 | | | | |
| 登録・仮登録取消し後の再登録の制限 | 施行 | | | |
| 1年を超えない範囲で定める日に施行 | | | | |
| 配合規制の見直し ・品質低下しない配合の組合せ ・指定混合肥料の加工方法 法律の題名の変更 | 内容の検討 | 公布 政令 8月5日 省令 9月28日 告示 10~11月 | 施行 | |
| 2年を超えない範囲で定める日に施行 | | | | |
| 原料管理制度の導入 ・原料規格 ・帳簿の備付け ・虚偽宣伝の禁止 表示基準の設定 | 内容の検討 | 政令公布 10月14日 | 省令・告示を 順次公布 | 施行 |
| 法律以下のレベルの見直し | | | | |
| 公定規格の見直し ・規格統合・簡素化 ・成分濃度の規格引下げ ・微量要素等の表示 | 内容の検討 | | 省令・告示を 順次公布 | 施行 |
| 表示の見直し ・包材表示の簡素化（原料等） ・包材表示の簡素化 （動物由来たん白質関連） | 内容の検討 | 公布 省令 9月28日 告示 10月27日 | 4/1 施行 | 施行 |

出典：農林水産省ホームページ「肥料制度の見直しについて」

日本の農薬と肥料の認可制度に大きな差がある

ケース 2

（岡山）ティー・エル・オー
技術移転コーディネーター
境 昭二（山口大学工学部）

例えば、医薬と食品では、保健機能食品という取り扱いがあり、中間的な補完制度が存在する。欧州などではバイオステイミュラントとして、農薬と肥料の間を受け入れる制度が広がっている。しかし、日本の農薬と肥料の認可制度には大きな差がありすぎる。

農薬と肥料の認可制度の大きな差は、まず農薬の登録に時間と費用がかかること。一般的に数億円の費用と、期間が5年かかる。逆に、肥料は県に届け出で済み、10万円、2カ月程度だ。

それぞれ農薬取締法と肥料取締法による規制があるが、農薬は一般には非天然物であり、人畜に及ぼす短期・長期の安全性、および環境中（残留性）などの安全性も求められる。肥料は新規化合物がほとんどない（価格から考え、ほとんどない）ため、農薬ほど煩雑ではない。

また、確かに認可制度が設けられているが、日本では天然物で総合的な安全性がほぼ保証されているものへの対応が不十分だ。

その上で、欧米で認められつつある機能性肥料を認める制度を整備するのも一つの手だ。しかし、デメリットもある。天然物まがい物が横行している現状を取り締まれないことだ。

農薬のマイナー作物への適用拡大に大幅な規制緩和を

ケース 3

農業関連企業50代会社員（東京都）

農薬の登録制度におけるマイナー作物への適用拡大について、各作物での薬効薬害試験は当然必要だろう。しかし、残留農薬試験による残留農薬基準値の設定は類似作物のデータ活用や、そもそも健康影響を与えないレベルの一律基準値としてマイナー作物に付与すれば済むはずである。原則論で試験をしており、試験機関の負担は増大し、農家や消費者にも全くメリットはなく、大幅な規制緩和が必要だろう。

グリホサートやネオニコチノイド等残留の規制緩和の懸念

ケース 4

匿名

グリホサートやネオニコチノイド等残留の規制緩和について、残留基

準値が緩和され、蕎麦は改定前0.2ppmが改定後30ppmになった。科学的に安全なのかもしれないが、その他品目においても改定後に基準値が増えているものが多いのに、ニュース等では一切報道されず、公的な発表や農協等を通じての説明会も開かれず不安を感じた。

欧米では多くが、これらの使用禁止や販売禁止の流れとなっている。その反面、南米やアフリカ、アジア・日本においては使用拡大となっている。すべて欧米と同じような基準にすれば良いとは思わないが、国内でなぜ規制緩和され続けているのかを科学的に説明等きちんとするべきだと考える。そして、それをニュース等できちんと報道するべきだ。農家だけでなく、一般の方にもより関心を持つてもらうための努力を国がするべきである。グリホサートやネオニコチノイド等は、大規模営農においてはやはり必要と考える。だからこそ、使い方や残留基準値等を見直し、きちんとした使い方、タイミング等を伝えてほしい。

平成22年のネオニコチノイド（クロチアニジン）の残留基準値改正に係るパブリックコメントの結果がある。コメント総数は1657件。その内訳は以下のとおりとなっている。
・農薬の登録、使用に関するご意見

（694件）

・残留基準に関するご意見

（1405件）

・暴露評価（12件）

・毒性評価に関するご意見（99件）

・食品の輸出に関するご意見（15件）

・環境影響に関するご意見

（210件）

やはりコメントの数が少ない。公的には発表されているが、関心を持って調べないと表に出てこないような情報であるというところも問題だ。

粒状硫黄が6倍の価格差

ケース 5

農業関係者

硫黄蒸散器用の「粒状硫黄」販売価格について。農薬登録がされる以前は、イオウの形状による価格差はほとんどなかった。細井化学・三光化学の2社が農薬登録後、製造販売。pH調整用「微粉硫黄」（99・7％）は3kg入り2000円前後なのにに対し、燻煙用「粒状硫黄」（99・85％）は2kg入り8000円前後。両者の違いは0・15％の水分量の違いだけ。6倍の価格差!! 農薬登録後、農薬対策室に問い合わせたが、たらい回しにされてうやむや。すべてが生産者の負担になっている。

規制改革の現状

農薬

農薬は農薬取締法によって製造、加工、輸入、販売、使用に関わるルールが定められている。02年に無登録農薬の製造・輸入・使用が禁止となり（販売はそれ以前から禁止）、農薬使用基準に違反による罰則が強化された。その一方で、06年12月に当時の規制改革・民間開放推進会議が公表した第3次答申では、農薬の登録に要する期間の短縮とその必要性について見直しが求められ、信頼性を確保できる民間機関における薬効・薬害試験を認めるなどの措置が取られた。さらに18年には、規制改革会議の答申を受けて、ジェネリック農薬の登録簡素化、登録事項の追加・再登録制度の廃止、農薬製造者・輸入者に種類ごとに安全性に関する情報の報告を義務付けるなど国際標準を意識した法改正が行われた。

しかし、これまでの障壁を打破したのは、何といたってもドローンの登場である。農業分野でのドローンの活用を阻む規制として、農薬取締法に基づく事項も見直し対象に挙がったのだ。農薬は作物ごとに希釈倍数、使用時期まで登録・表示し、その基準を遵守して使用するよう定められている。これまでも欧米の標準技術である少量散布を試みたくても、登録変更（追加）には少量・高濃度で散布した場合の残留農薬試験等が必要で、そこに要する時間とコストが市場規模に見合わないことから、実現できずにいた。しかし、タンク容量の少ないドローンでは少量・高濃度での農薬散布が必須になることから、規制緩和が実現したのである。すでに登録済みの農薬について希釈倍数の見直しを行なう場合、(独)農林水産消費安全技術

センター（FAMIC）の検査で作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとする措置が19年に講じられたのである。散布機器の選択は使用者に判断が任されるため、ドローンに限らず適応できる点では明るいニュースと言えるだろう。

■ 作物別のドローンに適した農薬目標数

| 作物名 | 登録農薬数 (2019年2月末) | 目標登録農薬数 (2022年度末) |
|------|---------------------|----------------------|
| 野菜類 | 48剤 | 121剤 (+73剤) |
| 果樹類 | 18剤 | 69剤 (+51剤) |
| いも類 | 24剤 | 52剤 (+28剤) |
| 豆類 | 68剤 | 81剤 (+13剤) |
| 特用作物 | 0剤 | 5剤 (+5剤) |
| 稲・麦類 | 463剤 | 481剤 (+18剤) |
| その他 | 25剤 | 37剤 (+12剤) |
| 総計 | 646剤 | 846剤 (+200剤) |

■ 農薬取締法に基づく規制の見直し

ドローン等による農薬散布に関して提出を要する試験成績の見直し

- 既存の地上散布用農薬の希釈倍数を見直す変更登録申請の場合、作物残留試験を不要とする（規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定））。

既に地上散布用に登録されている農薬を高濃度散布するために変更しようとする場合の試験内容

| | |
|--------|---------------------|
| 薬害試験 | 必要（ただし、ほ場での実施に限らない） |
| 薬効試験 | 必要なし |
| 作物残留試験 | 必要なし |

農薬の使用方法の表示と散布機器の関係についての解釈の明確化

- 農薬取締法上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する（規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定））。

農薬取締法上、農薬の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布に当たり使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任されている。

➔ 使用方法において、散布機器が指定されていない『散布』、『全面土壌散布』などとなっている農薬についても、その使用方法を始め、希釈倍率、使用量等を遵守できる範囲であれば、ドローンで使用可能

- ・ 農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて（平成31年2月22日付け30消安第5541号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・ 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）

出典：第37回日本農薬学会農薬生物活性研究会シンポジウム資料（農林水産省消費・安全局植物防疫課）

鳥獣害対策の問題

聞き手／苅谷崇之

ケース①

農業を悩ます害獣の駆除を考える

学校法人清風明育社
清風情報工科学院
校長 平岡憲人（大阪市阿倍野区）

害獣駆除のネットは、害獣を殺すという手段が簡単に取れないことだ。結果として、人間の領域の境界線にフェンスを張り、その外側は害獣の自由になる。つまり、害獣が人間を恐れず人間の領域を侵す状態なのだ。

害獣駆除についての規制は、鳥獣保護法があり、駆除の方法などが定められている。例えば、駆除するためには有害鳥獣駆除の申請が必要になる。また、駆除に用いる猟銃などは銃刀法による規制がある。

鳥獣保護法のルーツは、明治6年の「鳥獣猟規則」であり、狩猟の適正化が主眼だった。明治28年に法律化。大正7年に狩猟法として制定され、昭和38年には鳥獣の保護が打ち出された。

平成14年に全面改正し、同18年に1次改正、同26年に2次改正。現在

は野生動物を管理する法令となっている。

また、駆除に対して「かわいそう」などの口実によるクレーム被害もある。ただし、クレームを出しているのは地域の住民でないことがほとんどだ。

そもそも野生動物の「管理」は人間の傲慢だ。田畑における作物の管理ですら大自然の影響を受ける。まして、人間の管理の及ばない野山の動植物の管理は必然的に想定外ばかりとなる。

それに法令の定めを適用すれば、当然、後手の対応となる。基本に立ち返って、狩猟の適正化で十分であり、農業の維持のための駆除は当然の権利として直す必要があるのではないか。

一方で、社寺・村落が伝統的に保護してきた鳥獣については、保護の対象であることを改めて、明示しておく必要がある。

害獣被害は、特に山間部の農地が檻に囲まれ、農家は鳥獣対策に頭を悩ませている。この状況を終わらせなければならぬ。

鳥獣害対策の現状

野生鳥獣による農作物被害額は158億円（2018年度）といわれ、そのうちの約7割がシカ、イノシシ、サルによるという（農林水産省）。被害の深刻化・広域化を踏まえて鳥獣被害防止特措法が議員立法として成立したのは07年12月。しかし、狩猟免許所持者の大幅な減少を受けて、12年11月に民主党政権下で閣議決定された「日

本再生加速プログラム」の規制・制度改革に「有害鳥獣捕獲の促進」が項目立てされ、同法改正につながった。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、14年、16年にも同法は改正された。16年の改正後、「ジビエ料理」が巷に広がったのは記憶に新しい。

（参考）諸外国における野生鳥獣対策（捕獲）に関する制度（シカを中心に比較）

（環境省資料をもとに農水省で作成）

| | 日本 | アメリカ合衆国（北東部4州*） | イギリス（イングランド） | フランス |
|------|--------------|--------------------------------------|--|--|
| 被害状況 | 生息動向 | 分布域拡大・高密度化が進行中 | 20世紀後半以降増加、高い密度水準 | 分布域拡大・高い密度水準 |
| | 農林業被害 | 有 | 有 | 有 |
| | 生態系影響 | 有 | 有 | 有 |
| | 市街地侵入・交通事故 | 有 | 有 | 有 |
| 基本事項 | 主要な法律 | 州の狩猟関連法規 | シカに関する法律 | 環境法典、狩猟法、農村地域開発法 |
| | 主要な管理目的 | 農林業被害軽減及び生態系影響軽減が優先課題 ・狩猟資源管理は副次的 | ・狩猟資源管理が基本 ・狩猟の枠組みを通じての生態系影響、農林業被害の軽減は副次的 | ・狩猟資源管理が基本 ・狩猟の枠組みを通じての生態系影響、農林業被害の軽減は副次的 |
| | 被害防除・駆除等の主体 | 被害者・公共団体等 | 土地所有者 | 土地所有者 |
| 狩猟者 | 狩猟者数の対人口比（%） | 0.1 | 4～13（北東部4州） | 0.7（全英） |
| | 狩猟者数の動向 | 著しい減少と高齢化（平均年齢は60歳代） | 漸減傾向で高齢化（平均年齢は40歳代後半） | 大きな変化はないが若干高齢化 |
| 利用 | 食肉利活用（市場） | 有（地域的な活用） | 無（商業的流通禁止）、自家消費が原則 | 有 |

*コネチカット州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州、メリーランド州

出典：『鳥獣被害の現状と対策』（農林水産省、2016年3月）

アンケートに寄せられた意見より

制度の偏りに物申す！

行政や JA と親密な経営体の使い勝手に合わせた制度に偏っている。当社には案内が来ない、こちらから問い合わせはじめて回答がある（知らないまま活用機会が得られないものも多数）。株式会社という形態のためか、制度の対象外になっていることも多い。「弱者を助ける」名目は美しいが、恒久的な弱者に下駄をはかせる一方で自力の経営体の努力の成果を帳消しにしている負の側面も大きい。

（株）黎明舎育成農場／南秋田高原フード大塚智子

カルチャーショックを受けてます！

認定新規就農者になり、開始型の補助金を申請している段階の者です。それ以前の仕事で行政と関わることがほとんどなかったため、カルチャーショック的な感覚を感じています。JA 含め、異常な業界だと感じました。もちろん、まともな人もいますが、ごく少数な印象です。

（生産者 吉田浩之）

補助金が招く高コスト化は無駄

- ①補助金の年度予算枠があるため、間に合わない計画を作成し、結果として年度末の繁忙期と重なり、コストUPの要因となる。（ハウスなど）
- ②農業機械やハウスなどの補助金で、補助率があるため、できるだけ補助金を受けようとするため、無駄な機能が多く高コスト化しやすい（業者・メーカーの言いなり。生産者は自分の持ち出しもあるが、高コスト化する）
- ③施設野菜など、国として、戦略的な投資をすべきなのに、地方10カ所に分散投資するなど、中途半端な政策となり、結果として成果に結びつかない。産業集積させる意味でも50億円単位で戦略エリアに集中投資し、最適モデルを構築すべき。オランダの強みは産業集積していることで、官民学が集まり、技術レベルや収益向上を図っている。

（コンサルタント 今井）

誰が、何を、どうしたいのか？

例えば農業活性化協議会等の会議において活性化を望む主体が不明。地元の農業者、農協、市町村、県等が「誰が」「何を」「どうしたいのか」が不明。活性化したい意欲はない。

（大学・名誉教授 小林雅裕）

野菜残渣の堆肥化に各種手続きは不要！

現在、仕事上の取り組みにて、野菜残渣（自社で皮むきされたもの）を堆肥化する仕組みに取り組んでおります。現時点で、この野菜残渣は産業廃棄物として捉えられているのが現実であり、堆肥化するために役所で各種手続きが必要になっていますが、この点、不要であると感じます。単純に野菜の皮を堆肥化し再び、農産物を生産する畑に返す。ただでさえ土づくりに取り組む生産者が少ないなか、このような規制のせいで、本来ならシンプルに堆肥生産できる案件が「産業廃棄物」として複雑な形の枠に入れられるため、堆肥生産の弊害となり、より良い生産物を作りたい生産者へ還元するのにハードルを上げてしまうのは、明らかに役所制度や仕組みによる弊害だと思います。弊社では、契約農家の野菜の一次処理で発生した残渣を堆肥化し、契約生産者へ還元、その土で生産した野菜を加工へ利用する、循環農業を目指しています。

（会社員 赤川創哉）

役所との闘いに疲れます

ソーラーシェアリングに関わったときに、営農と買電（または自給）により農業後継者に将来性を感じてもらおうと考えましたが、役所の壁厚く、10年かかって漸く、現在の形になっている。何とか農業後継者に希望を持ってもらいたいという動きをしても、10年かかると、役所との闘いに改革推進者が疲れ、年を取ってしまう。多くの国民にとって、役所は支援してくれる存在であるよりも、厚くて高い闘わなければならない岩盤になっている。

（経営コンサルタント 石原和憲）

中小規模農家の事業拡大にも支援を

役場には人事異動があり、農業政策を理解することに時間を要する。また、昨今は単独申請できる政策や要件が厳しく、中小規模農家の事業拡大が難しい。

（生産者 かわかみこうじ）

個人経営にも補助金を

個人事業主と法人では、補助金等を確保するのが難しいこと、もっともっと未来を考えて農業を明るくしていきたい。

（生産者 葛西正和）

行政の将来的展望を明確に

国や自治体の、食の根幹である農業に対する認識が甘い。農業に対する将来的展望を明確に示して欲しい。国の与党にとって、農家は選挙の大票田であるはず。農業に関する行政施策に不満を通り越して強い憤りと危機感を感じる。

（生産者 濱崎貢）

助成金や補助金の受け皿のなげ

とにかく個の事業所ではなく、何かにつけて地域を巻き込んだ生産者団体を受け皿にする助成金や補助金の要綱。実際に、ほほうちで集落すべての畑を管理しているのに、ほかの地権者を巻き込まなければならない。事務局コストが無駄。

（生産者 大塚一貴）

ドローンの免許制度

機種ごとに別の免許が必要で、それぞれ高額な費用が掛かる。

（生産者 河原吉治）